

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について 一事務ガイドライン一  
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
(新設)	<p><b>9. 証券仲介業者の監督事務</b></p> <p><b>9-1 証券仲介業者の監督事務の取扱い</b></p> <p>証券仲介業者の監督事務に係る財務事務所長等への再委任、金融庁長官への協議及び報告については、1-1-1 (①、③及び④に限る。)、1-1-2 (①、⑤、⑥及び⑩に限る。)、1-1-3 ((2)、(5)及び(8)に限る。)、1-2-1、1-2-2 ((3)~(6)に限る)、1-4、並びに下記に掲げる事項に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする (以下同じ)。</p> <p><b>9-1-1 管轄財務局長等との連絡調整</b></p> <p>財務局長は、証券仲介業者の監督事務に係る管轄財務局長等との連絡調整については、1-1-4 ((1)、(2)に限る。)に掲げる事項に準ずる点のほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 財務局長は、金融庁長官及び他の財務局長が管轄する証券会社を所属証券会社とする証券仲介業者の監督にあたっては、当該所属証券会社を管轄する金融庁長官又は財務局長に、当該所属証券会社の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。</p> <p>(2) 財務局長は、管轄する区域に、他の財務局長が管轄する証券仲介業者の営業所又は事務所が所在する場合には、当該証券仲介業者を管轄する財務局長に、当該証券仲介業者の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。</p>

現 行	改 正 案
	<p data-bbox="1128 427 1809 459"><b>9-2 証券仲介業者からの登録申請に係る留意事項</b></p> <p data-bbox="1128 491 2042 708"><u>法第 66 条の 3 の規定に基づく登録申請書の取扱い等にあたっては、2-1-1、2-1-3、2-1-4、2-1-5 の(2)、2-2-1、2-2-3、2-2-4 の(1)、(2) (ただし書きを除く。)、(5)～(9)、2-3-1、2-3-2 の①、並びに下記項目に掲げる事項に準ずる点に留意するものとする。</u></p> <p data-bbox="1128 778 1518 810"><b>9-2-1 登録番号の取扱い</b></p> <p data-bbox="1151 849 1935 880"><u>証券仲介業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。</u></p> <ul data-bbox="1151 900 1576 932" style="list-style-type: none"> <li>• <u>〇〇財務局長（仲）第〇〇号</u></li> </ul> <p data-bbox="1128 995 1608 1027"><b>9-2-2 登録申請の審査について</b></p> <p data-bbox="1128 1066 2042 1289">(1) <u>証券仲介業者に関する内閣府令第 2 条第 3 号に規定する、所属証券会社等が 2 以上あるときに、登録申請者の事故につき、当該事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称が適切に記載されているか否かの審査にあたっては、以下の事項が満たされていることを確認するものとする。</u></p> <p data-bbox="1151 1308 2042 1436">① <u>事故の発生状況等を類型化し、当該類型の全てについて、当該損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称が明確に特定されること</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>② <u>いずれの類型にも該当しない場合、又はいずれの類型に該当するかが明確でない場合についても、当該事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称が特定されること</u></p> <p>(2) <u>証券仲介業者に関する内閣府令第3条第1項に規定する、業務の内容及び方法には、次の事項が記載されているか否かを確認するものとする。</u></p> <p>① <u>営業区域</u></p> <p>② <u>営業の形態（対面、電気通信回線に接続した電子計算機利用等）</u></p> <p>③ <u>営業所の形態（有人の営業所、無人の営業所）</u></p> <p>④ <u>取り扱う有価証券の種類</u></p> <p>⑤ <u>有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引のうち、媒介を行う取引の種類</u></p> <p><b>9-2-3 その他</b></p> <p><u>法第66条の5第4号に規定する証券仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類等を参考としつつ、次の点を確認するものとする。</u></p> <p>① <u>証券仲介業務を行う者が、日本証券業協会が実施する証券外務員資格試験に合格した者であり、法令、諸規則等につき一定以上の知識を有していること。</u></p> <p>② <u>申請者が法人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、営もうとする業務の適確な遂行に必要な人員が配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>③ <u>申請者が法人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、次に掲げる体制整備が図られていること（イ・ロについては、所属証券会社に帳票作成事務等を依頼し、仲介業者が管理することも可能とする。また、ハ～ホに掲げる項目のうち、所属証券会社等により適切に実施される体制が確保されている項目は除く。）。</u></p> <p>イ <u>法定帳簿・報告書等の作成、管理</u>  ロ <u>顧客管理</u>  ハ <u>電算システム管理</u>  ニ <u>苦情・トラブル処理</u>  ホ <u>内部監査</u></p> <p><b>9-3 証券仲介業者に関する内閣府令に係る留意事項</b></p> <p><b>9-3-1 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第4号について</b></p> <p><u>証券仲介業者が、店舗を金融機関の店舗と同一の建物に設置し、証券仲介業に係る業務を営む場合については、3-4-2の規定に準ずるものとする。</u></p> <p><b>9-3-2 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第6号について</b></p> <p><u>証券仲介業者が投資信託受益証券等の乗換えを勧誘する際に、顧客に対して行う乗換えに関する重要な事項の説明については、3-4-4（(4)ただし書きを除く。）の規定に準ずるものとする。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p data-bbox="1128 363 1980 395"><b><u>9-3-3 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第7号について</u></b></p> <p data-bbox="1128 437 2042 708"><u>証券仲介業者が、法第2条第8項第6号（私募の取扱いを除く。）の行為により債券（証券仲介業者に関する内閣府令第15条第8号に規定する債券をいう。）を個人の顧客に取得させようとする際に、募集期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して行う説明については、3-4-5（(4)ただし書きを除く。）の規定に準ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="1128 724 2042 852"><u>なお、(3)の①及び②の理論価格、並びに(3)の②及び④の社内ルールについては、所属証券会社において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</u></p> <p data-bbox="1128 922 1980 954"><b><u>9-3-4 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第7号について</u></b></p> <p data-bbox="1128 995 2042 1075"><u>証券仲介業者の証券仲介業に係る電子情報処理組織の管理については、3-4-6の規定に準ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="1128 1197 1890 1228"><b><u>9-4 法第66条の16に規定する説明書類に係る留意事項</u></b></p> <p data-bbox="1128 1260 2042 1340"><u>法第66条の16に規定する説明書類については、3-5の規定に準ずるものとする。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p data-bbox="1128 328 1644 360"><b>9-5 登録対象となる外務員の範囲等</b></p> <p data-bbox="1128 389 1659 421"><b>9-5-1 登録対象となる外務員の範囲</b></p> <p data-bbox="1128 464 2042 639"><u>証券仲介業者の店内業務（店頭業務を含む。）に従事する役員又は使用人のうち、法第 66 条の 23 において準用する法第 64 条第 1 項に規定する外務員登録原簿に登録を必要とする者は、以下のいずれかの業務を行う者とする。</u></p> <ul data-bbox="1151 655 2042 879" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1151 655 1966 687">① <u>勧誘を目的とした有価証券の売買その他の取引等の内容説明</u></li> <li data-bbox="1151 703 1688 735">② <u>有価証券の売買その他の取引等の勧誘</u></li> <li data-bbox="1151 751 2042 831">③ <u>勧誘を目的とした情報の提供等（バックオフィス業務に関すること及び顧客の依頼に基づく客観的情報の提供を除く。）</u></li> <li data-bbox="1151 847 1756 879">④ <u>法第 2 条第 11 項各号に掲げる行為を行う者</u></li> </ul> <p data-bbox="1128 895 2042 1023"><u>なお、人事異動に伴い外務員としての業務を行わなくなった場合は、法第 66 条の 23 において準用する法第 64 条の 4 第 3 号に該当することに留意するものとする。</u></p> <p data-bbox="1128 1150 1615 1182"><b>9-6 検査終了後のフォローアップ</b></p> <p data-bbox="1128 1206 2042 1334"><u>証券仲介業者に対し検査局又は証券取引等監視委員会が実施した検査については、3-7 の規定に準じて検査終了後のフォローアップを行うものとする。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p data-bbox="1128 328 1675 363"><b>9-7 法定帳簿の保存等に係る留意事項</b></p> <p data-bbox="1128 392 2042 517">法定帳簿の省略等に関する取扱いについては、3-9の規定に準ずるものとする（ただし、3-9-1、3-9-4、3-9-5の(1)ただし書き、に係る事項を除く。）。</p> <p data-bbox="1128 632 1592 667"><b>9-8 内部管理体制の充実・強化</b></p> <p data-bbox="1128 703 2042 879">証券仲介業者は、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要であるが、その構築にあたっては、3-11の規定に準ずるものとする。</p>